

隣保館だより

第379号

2018年 1月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088-2

TEL: 0973-76-2468 FAX: 0973-76-2446



南山田公民館の門松

えい こう
栄 光

あさ ひ のぼ
朝日が昇る

あたらし とし
新しい年のはじまり

じぶん いっしょうけんめい い
自分らしく一生懸命に生きよう

ひかり かがや じんせい めざ
光 輝く人生を目指して

えい こう とし まく
栄光の年の幕があがる



新年のごあいさつ



あけましておめでとうございます。

一昨年の九重町隣保館開館30周年の記念の年は「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権関連の3つの法律が施行された年でした。今後具体的にどのように取り組みを進めるかの論議が進められていますが、隣保館においてもこれまで同様人権8課題を中心に、学習会を実施していくことになると思います。

昨年12月、野上地区同啓の研修視察に参加する機会がありました。1日目は福岡のヒューマンアカディアで「虹色のチョーク」の作者小松成美さんの講演会、2日目は佐賀県武雄市で差別戒名に関するフィールドワークに参加しました。いずれも前述の法律にかかわる内容で、昔のことや別の世界のことというのではなく私自身にとっても、身近なことと感じました。例えばチョーク工場で障がいをもった社員になされた配慮を学校現場におきかえ、合理的配慮として取り組むことで発達障がいを持つ子どもたちが、学校や学級の中心的存在となるように進められればと感じました。このような気づきや感想をもたらすような活動が、今年も隣保館運営の中で実施され、その成果が「隣保館ふれ愛ひろば」や「いのち・愛・人権フェスティバル」の中で、お知らせできればと考えております。

今後も隣保館は、人権・同和問題解決に向けた拠点施設であり、さらに福祉の向上や人権啓発のための住民交流の場としての役割を果たして参りたいと考えます。

最後に、本年が皆様にとって明るく実りある1年となりますことをお祈りして、新年のご挨拶といたします。

隣保館運営審議会 会長 日隈 哲憲

..

.

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、輝かしい新春をお迎えしたこととお慶び申し上げます。

昨年は、各種の隣保館事業に対し、深いご理解とご協力そしてご支援をいただきありがとうございました。おかげをもちまして、円滑な運営ができましたことに御礼を申し上げます。

一昨年「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の差別解消三法が施行されました。一人ひとりが人権問題を正しく理解し、人権が尊重されなければなりません。

隣保館は「社会福祉施設」として位置づけられていることを今一度認識し、本年も人権尊重を第一に福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして部落差別問題（同和問題）をはじめとするあらゆる差別や、人権問題を自分の課題として考え、すべての町民がともに支え合い、認め合う人権の町づくりを職員一同取り組みを行いますので、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、本年が皆様にとって明るく実りのある年となりますよう、また、皆様のご健康と益々のご健勝を祈念し、新年にあたってのご挨拶といたします。

隣保館長 熊谷 成人

隣 保 館 職 員 一 同



《2017（平成29）年度九重町内企業・団体等人権研修会開催》

12月12日(火)に、九重町隣保館において、九重町内にある企業や団体の代表者等を対象とした人権研修会が開催されました。この事業は、毎年この時期に日田公共職業安定所（ハローワーク）と九重町の共催で実施されている事業です。

人権教育・啓発活動が様々な企業・団体で取り組まれています。

差別解消三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）が施行され、人権尊重の意識は高まってきています。

しかしながら、最近では、インターネットでの人権侵害、企業におけるセクハラ・パワハラ、LGBT（性的少数者）等の人権侵害問題も重要な課題です。

講師に大分県人権教育・啓発推進協議会・人権問題講師、大塚瑞恵さんをお迎えし「色で広がる笑顔の和」と題し講義をしていただきました。

人権問題のはじまりは、相手を想うコミュニケーションからと言われ、身近なコミュニケーション、日常会話がとても大切なことや、言葉の使い方や態度も大事なことを伝えていただきました。又、カラーアドバイザーとして活動されている経験から「言葉から連想する色」と題し、参加型研修を行い、人それぞれが連想する色を通し、いろいろちがってあたりまえ、考え方はすべて同じではなく、違いを認め合い、笑顔の輪を広げていきましょうと語られました。参加された方から「色という切り口からコミュニケーションを広げるきっかけになった」と感想をいただいた研修会でした。



講師 大塚瑞恵さん



《差別戒名墓石から学ぶ》

野上地区人権・同和問題啓発推進協議会

12月10日(日)、佐賀部落解放研究所の中村久子事務局長（部落問題・人権事典《佐賀県》執筆者）「武雄市の差別戒名墓石について」の講義と、寺院2箇所の案内をいただいた。

差別戒名墓石は1989年9月末指定地区調査の過程で浄土宗と日蓮宗の墓地から発見。



研修会の様子

差別戒名調査が墓地や過去帳で行われ、寛保2年（1717）から明治4年（1871）までに80が確認された。被差別部落は佐賀藩鍋島家の記録などで近世からの存在が判明。混住の進んだ未指定地区で該当はないものとされ、同和教育もあまり行われてこなかった。地元の古い住民には「寝た子を起こすな」と考える人がほとんどで、差別戒名や墓石が発見されても「そっとしておいてほしい」「墓石ごと碎いて埋めてしまいたい」という人が多かった。

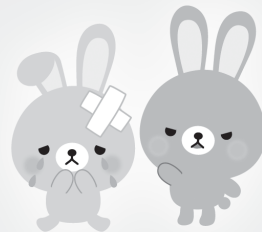
対策委員会（行政、運動体、宗教関係者など）で協議し、混乱を避けるため当分部外秘とした。浄土宗、日蓮宗はそれぞれ墓石や上名に関する協議を重ねた。1994年日蓮宗、浄土宗各々の寺院境内に供養塔を建立し法要が営まれた。翌年には佐賀市で「県民シンポジウム」が開かれ多くの県民が参加。差別戒名の学習は今日も続けられている。

大和朝廷のころ伝来した仏教に差別はなかったはず。差別の歴史の深さに驚かされるとともに、知ることの大切さを参加者9名とともに実感した。今後の啓発に生かしたい。

お 知 ら せ

〈隣保館人権学習会（女性の人権）の開催について〉

- 日 時：2018年2月21日(水) 19:00～
- 場 所：九重町隣保館 2階会議室
- 講 師：佐藤 弥生 さん
- 演 題：人生100年時代を豊かに生きるために
～女性の貴女も応援します～



女性と人権 ドメスティック・バイオレンス(DV)

直訳すると「家庭内暴力」。夫や恋人など親しい関係にある人からの暴力で、身体的暴力のほか精神的暴力や性的暴力等も含んだ意味で使われています。以前はプライベートな問題という意識から、なかなか表面化しませんでした。近年、女性に対する深刻な「人権侵害」と認識されるようになり、さまざまな取り組みがなされています。

人権ポケットブックより抜粋

同和問題 Q&A

Q 部落差別は今もありますか？

A 身元調査や結婚・就職差別などにみられるように、一部の人の差別意識はまだ解消されていません。特に最近では、インターネットを利用して差別的な情報を掲載することや、差別的な落書きも含めて、匿名でそうした行為がおこなわれるところが、より悪質になってきています。

人権ポケットブックより抜粋

◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名	月 日	行 事 名
1月17日(水)	ストレッチ体操教室	2月 2日(金)	生け花教室
1月18日(木)	デイサービス事業(すずらん会)	2月 5日(月)	編み物教室
1月25日(木)	デイサービス事業(ひまわり会)	2月 6日(火)	パワーアップ教室(きずな会)
1月30日(火)	歌声サロン	2月15日(木)	デイサービス事業(すずらん会)
		2月19日(月)	編み物教室

※訂正（隣保館だより12月号）

隣保館だより12月号で記載に誤りがありましたので、訂正いたします。

3 ページ 人権のひろば

誤…人の世に熱あれ 人間に熱あれ

正…人の世に熱あれ 人間に光あれ